

2018年12月20日

加盟団体理事長各位
協力団体代表各位

公益財団法人日本テニス協会

専務理事 福井 烈
総務委員長 高橋 甫

平素より本協会の活動に対し格別のご理解とご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて、一昨日開催されました平成30年度第2回（臨時）理事会におきまして「公益財団法人日本テニス協会及び加盟団体における倫理に関する指針」の改正提案が決議されました。ここに謹んで知らせ申し上げます。

この度の指針改正は、以下の3点に関するものです。

1. 「公益財団法人日本テニス協会及び加盟団体における倫理に関する指針」の適用対象に協力団体を加える。
2. 本指針に20歳未満の選手による飲酒・喫煙を禁止する条項を加える。
3. 遵守事項に「関係国際規則」を加える。

この度の改正の背景の一つに、昨年9月の常務理事会で決議された違法行為・反倫理的行為再発防止策において、「公益財団法人日本テニス協会及び加盟団体の倫理に関する指針」を改正し、以下の対応を取ることが示されたことがあります。

1. 指針の適用対象を協力団体に広げ、全国学生団体を含めた協力団体に対してもJTAによる倫理啓発活動や情報共有活動が効率的に実施できる制度的枠組みを構築する。
2. 未成年学生の飲酒・喫煙が違法行為であることを明示する条項を新たに設ける。

また、日本のテニス選手の活動がグローバル化する中、国際競技団体が本協会登録選手や指導者等の行動を直接的に規制し、処分するケースが生じてきていることから、遵守事項に「関係国際規則」を含め、コンプライアンス分野においてもグローバル化対応を行うこととしました。

日本のスポーツ界には、スポーツ・インテグリティ（高潔性）の確保に向けた取り組みが要請されています。一昨日の臨時理事会で決議された2019年度日本テニス協会基本運営方針（添付）においても、「スポーツ・インテグリティ確保に留意した協会運営の継続」を掲げました。新たに本指針の適用対象となられた協力団体の皆様に対しましても、本指針の主旨をご理解頂き、団体運営における新たな指針としてご参考頂きますよう、お願い申し上げます。

添付

- 公益財団法人日本テニス協会及び加盟団体の倫理に関する指針改正案
- 日本の主要テニス団体
- 2019年度公益財団法人日本テニス協会基本運営方針

以上

公益財団法人日本テニス協会及び加盟団体並びに協力団体における 倫理に関する指針

公益財団法人日本テニス協会（以下「この法人」という。）は、我が国におけるテニス界を統轄し、代表して、テニスの普及・振興を図るという公益目的とテニス界の社会的信用を維持・向上につとめる使命を担っている。したがって、この法人やその加盟団体に所属する役員、委員、職員、この法人に登録している指導者・審判員・選手そしてこの法人が主催する競技会・イベント活動の従事者等は、法令順守（コンプライアンス）はもとより、その社会的使命や意義を自覚し、スポーツの基本であるルール、マナーを守り、フェアプレーの精神に則り行動することで、スポーツの健全性・高潔性を保ち続けることが求められている。

さらに、平成25年3月の理事会で採択された「スポーツ指導等に伴う暴力とハラスメントに関する日本テニス協会会長声明」で、この協会はスポーツ指導や競技会において暴力及びハラスメントは容認出来ない行為であると自ら宣言し、同年4月25日には日本体育協会および日本オリンピック委員会を含むスポーツ統括5団体は「スポーツ界における暴力行為根絶の宣言」を採択した。

同宣言では、暴力には身体的制裁、言葉や態度による人格の否定、脅迫、威圧、いじめや嫌がらせ、さらにセクシュアル・ハラスメントが含まれることが明確化され、暴力行為を厳しい指導として正当化する誤った考え方は、自発的かつ主体的な営みであるスポーツとその価値に相反するものであることを宣言しました。

さらに同宣言は、指導者、スポーツを行う者、スポーツ団体と組織は、暴力行為根絶に対する大きな責任を負っているとし、指導者、スポーツを行う者、スポーツ団体及び組織別に対応を求め、特にスポーツ団体と組織に対しては、「運営の透明性を確保し、ガバナンス強化に取り組むことによって暴力行為の根絶に努める」ことを求めた。

こうした状況をも踏まえ、この法人及び加盟団体並びに協力団体においては、常に公明正大で健全化を目指した組織体制の整備と運営を図っていく必要があり、この法人及び加盟団体においては、役員等及び職員、公認スポーツ指導者（監督、コーチを含む）、主催・共催など関連スポーツ行事などに携わる審判員を始めとする運営関係者及び登録競技者等は、倫理や社会規範に関する意識の啓発と問題の発生を未然に防ぐため、次の各事項に照らし、必要な対応や行動をとることが期待される。

記

1 法令順守

この法人、加盟団体そして本指針に示す対象者は、その業務の活動において法令を順守し、日本のテニス界に身を置く者として、社会的信用の維持・向上に努めること。また本指針に示す対象者は、競技会等スポーツ活動に関わる時以外の日常生活においても一般社会人として法令を順守し、社会規範としての慣習、道德等を強く意識・敢行すること。

2 反倫理的行為に関する事項

(1) 身体的・精神的暴力（バイオレンス）行為等について

役員等及び職員をはじめ監督、コーチ等現場指導者に対しては、講習会・研修会を通

じ、自己の役割や責任等を指導徹底すること。

(ア) 組織の運営又はスポーツを指導する際に意見の相違などが生じた場合は、お互いに話し合い、相手の人格を尊重して相互理解に努めること。

適正に経理処理を行い、他の目的への流用を行わないこと。

(イ) スポーツを行う際又は指導をする際に問題解決の手段として、暴力行為（直接的暴力、暴言、威圧等）を行うことを厳に慎むこと。

(ウ) 人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、差別をすることを厳に慎むこと。

(2) 身体的及び精神的セクシュアル・ハラスメントについて

当該団体の役員等及び職員、監督、コーチ等現場指導者及び登録競技者等に対しては、広報・情報資料を通じて、具体的な教育啓蒙活動を行うとともに、講習会・研究会等においても周知徹底を図っていくこと。

(ア) 安易に性的・性差別的言動や表現及び相手が不快に感じるような言動、表現、行為などを行うことは厳に慎む。

(イ) 親しみの言動、表現であっても、個人によって受け止め方に違いがあることを識すること。

(ウ) 本人に悪意がない場合でも、その言動によって相手が不快に感じた場合はセクシュアル・ハラスメントになり得ることを認識すること。

(エ) 性的言動、表現を受けて不快に感じた場合は、無理せずに相手に対して毅然として「不快である」旨を、はっきりと意思表示すること。

(注意：無視した場合は、「受け容れている」と相手に誤解される恐れがある。)

(3) アンチ・ドーピング及び薬物乱用防止について

監督、コーチ等指導的立場にある者はもとより登録競技者等に対して、徹底した啓発活動を行うこと。

(ア) 競技能力を高めるためにドーピングを行うことは世界ドーピング防止規程及び日本ドーピング防止規程に違反する行為であり、違反者に対しては制裁措置が適用されること。また、こうした行為は、フェアプレーの精神に反するばかりでなく、競技者の健康を害するものでもあり、絶対に行わないこと。

(イ) 本人にドーピングを行った意識がなくとも、摂取した薬品などによっては、ドーピングの禁止薬物が含まれている場合もあるため、競技者及び指導者は、アンチ・ドーピングに関する知識を十分に深めること。

(ウ) 麻薬や覚せい剤の使用は、反社会的な行為のみならず、使用した人間の人格をも破壊するものであり、いかなる目的であっても絶対に使用しないこと。

(エ) 大麻等薬物の使用は違法であり、いかなる目的であっても絶対に使用しないこと。

(4) 役員及び監督・コーチ・審判員等の指導的な立場にある者及び競技者等の行動姿勢の在り方について

(ア) 役員及び監督・コーチ・審判員等の指導的立場にある者並びに競技者等は、上司と部下、先輩と後輩などの上下関係等を利用して弱い立場や弱い者に対して人道に反する行動や強要をしないこと。

(イ) 役員及び監督・コーチ・審判員等の指導的立場にある者は、その立場、役割、権限等の範囲を超えた精神的・身体的暴力行為等をスポーツ競技会・行事などに携わる関係者及び競技者等に与えないこと。

(ウ) 役員及び監督・コーチ・審判員等の指導的立場にある者及び競技者等は、指導される者のプライバシーについて十分配慮すること。

3 不適切な経理処理に関する事項

(1) 経理処理について

この法人および加盟団体は、公的な組織であることを十分認識し、公益法人会計基準に基づく経理処理を行い、内部牽制体制及び監事並びに公認会計士による監督体制を確立すること。

(ア) 補助金、助成金などの取扱いについては、補助先、助成先が定める目的、経理等を遵守の上、適正に経理処理を行い、他の目的への流用を行わないこと。

(イ) 経理処理については、不法又は不正行為・不祥事等を未然に防ぐため、内部牽制を組織化すること。同時に、組織内部における定期的チェック及び公認会計士などの外部監査を受けるようにすること。

(ウ) 業者等との契約の際には、利益相反になることを避けるとともに、契約書に暴力団排除条項を記載し、暴力団等反社会的勢力でないことを表明・確約させること。

(2) 不正行為について

この法人、加盟団体は、次に示すような行為は、厳に禁じるよう、罰則を含めて規程化すること。

(ア) 組織内・外の金銭の横領。

(イ) 不適切な報酬、手当、手数料、接待・供応等の直接又は間接的な強要、受領若しくは提供。

(ウ) 組織内・外における施設、用具等の購入などに関わる贈収賄行為。

(エ) 組織内・外における不適切な指導又は監査。

4 各種大会における代表選手・役員の選考などに関する事項

この法人及び加盟団体は、各種大会の代表競技選手などの選考にあたっては、選考基準を定め、公平かつ透明性ある選考を行うこと。また、選考結果に対して質問や抗議等があった場合は速やかに対応するとともに、相手に理解される説明に努めるなど、適切に対処するものとする。

5 その他社会規範に関する事項

本指針に示す対象者は、特に、競技会等スポーツ活動に関わる時以外の日常生活においても社会規範としての慣習、道徳、法律を強く意識・励行し、社会秩序の維持に努めるものとする。また、この法人及び加盟団体は、次に示すような反社会的行為を、厳に禁じるよう、罰則も含めて規定化すること。

(1) 違法賭博

(2) 暴力団等反社会的勢力との交際

(3) 20歳未満の選手による飲酒及び喫煙

(4) 薬物(大麻、麻薬、覚せい剤等)の乱用

6 附則

(1) この指針の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(2) この指針は、平成31年1月1日より施行する。

施行日 平成26年 6月 1日

改正日 平成27年 5月22日

改正日 平成29年 5月30日

改正日 平成30年12月18日

2019 年度公益財団法人日本テニス協会基本運営方針

1. 日本テニス界を統轄する中央競技団体として、本協会は 2019 年度も、「フェア・チームワーク・グローバル」を運営指針とし、スポーツ・インテグリティ確保に留意した協会運営を継続する。
(高学性)
2. 2019 年度においても、「普及・育成・強化」の着実な推進を JTA 基本政策と位置づけ、健全な協会運営に向け、財政面と事務局を含めた組織面を強化し、日本テニスの中長期戦略プランの実現化・具体化を推進する。
3. 「普及」では、国民が身近にテニスを楽しめる環境作りとテニス人口裾野拡大に向け、TENNIS P&S の市区町村レベルへの浸透を推進する。また、学習指導要領の改訂に伴う小学校での体育教材としてのテニスの採用に向けた取り組みを引き続き重点施策とする。
4. 「育成」では、日本テニスの中長期戦略プランの具体化として、NTC を一層ジュニアレベルにも活用する方向を睨んで、中央と地方の協力活動を推進する。併せて、ジュニア選手の競技環境向上を目的としたジュニア JPIN の本格運用を開始する。
5. 「強化」では、2020 東京オリンピック・パラリンピック開催を控え、全種目出場とメダル獲得を目標に掲げ、ナショナルメンバーを中心とした選手強化プログラムを実施する。また、2024 パリ五輪以降につながる特別ジュニア強化を代表とした選手強化プログラムを企画実行する。そして、中長期戦略プランに基づく競技会環境の向上に努め、国際トーナメント環境変更への対応に留意して、国際トーナメントの国内開催の維持発展を目指す。
6. 主催競技会開催では、ジャパンオープン、ジャパンウイメンズオープンなどを通して世界レベルのテニスをテニスファンに提供し、両大会の主催を通じて日本テニスの発展に多面的な貢献を行う。併せて、全日本テニス選手権に代表される多数の国内大会の振興に努める。
7. 「スポーツ・インテグリティ確保」においては、選手、指導者、審判員、トレーナー等へのコンプライアンス関連情報の提供と研修、試合におけるフェアプレイ向上運動、更には熱中症対策を含む試合における安全対策に引き続き力を入れる。併せて、研修対象の拡大と、コンプライアンス、ガバナンス関連情報の提供先の拡大に努める。
8. 東京オリンピック・パラリンピック、JTA 創立 100 周年準備等がもたらす追加的業務に対応するため、事務局の機能強化と事務局における就業環境の改善に引き続き取り組む。2019 年 6 月に予定されている JTA オフィスの新会館への移転をスムーズに実施し、常勤・非常勤役職員はもとより委員会メンバーにとっても効率的かつ働きやすい業務環境の改善に取り組む。
9. 2019 年度の予算編成方針は、収支均衡予算編成を原則とし、公益法人に課せられた収支相償基準上の要請と JTA 財政の健全化に配慮しつつ、2020 年以降の環境変化を出来る限り予測しつつ作成する。

日本の主要テニス団体

公益財団法人 日本テニス協会 (JTA) ※

※ 国際テニス連盟(ITF)
アジアテニス連盟(ATF)
(公財)日本スポーツ協会
(公財)日本オリンピック委員会に加盟

※※ 日本テニス連合を結成
(公財)日本テニス協会
(公社)日本プロテニス協会
(公社)日本テニス事業協会
日本女子テニス連盟

【加盟団体】 定款第7条団体

- 9 地域テニス協会

地域テニス協会

- 47 都道府県テニス協会

都道府県テニス協会

【協力団体】 定款第8条団体

- 全日本学生テニス連盟
- 全日本学生庭球同好会連盟
- (公財)全国高等学校体育連盟テニス専門部
- 全国高等学校体育大会テニス競技専門部
- 全国中学校テニス連盟
- 全国専門学校テニス連盟

全国学校テニス団体

- 日本女子テニス連盟 (JLTF)
- 日本紳士テニス協会 (JWTA)

全国テニス競技団体

- (公社)日本テニス事業協会 (JTIA)
- (公社)日本プロテニス協会 (JPTA)

全国テニス事業・専門団体

【その他の団体】

- 日本ハンディキャップテニス連盟 (JHTA)
- (一社)日本ビーチテニス連盟 (JBTAA)

全国テニス競技団体

- 日本シニアテニス連盟 (JSTA)
- 新日本スポーツ連盟全国テニス協会
- 日本社会人テニス連盟 (JTCFE)
- 官庁庭球連盟

全国テニス愛好者団体

- テニス用品会

全国テニス事業・専門団体